

議事要旨

会議名	令和 7 年度第 2 回 芦屋町国民健康保険運営協議会				会場	芦屋町役場 4 階 4 1 会議室
日 時	令和 7 年 7 月 1 日（火） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 0 分					
件名・議題	1. 会長挨拶 2. 議題 （1）第 1 回国保運協における確認事項について （2）芦屋町国民健康保険税の税率改正について 3. その他					
委員等の出欠	会 長	萩原 洋子	出	委 員	川上 誠一	出
	副会長	本田 浩	出	委 員	瓜生 康平	出
	委 員	重岡 清麿	出	委 員	若松 敏行	欠
	委 員	中西 孝介	欠	委 員	元吉 博之	出
	委 員	福島 直人	出	委 員	廣津 早登世	欠
	事務局	溝上 竜平	出	事務局	福井 幸太	出
	事務局	上野 理恵	出			
概要	・ 第 1 回国保運協における確認事項について説明。 ・ 国民健康保険税の税率改正について協議した結果、令和 8 年度は、案 3「令和 5・6・7 年度標準保険税率の平均を用いた改正案」とすることで合意。					
署 名						

○次第 1. 会長挨拶

(会長) 会長挨拶

○次第 2 の議題 (1) 第 1 回国保運協における確認事項について

事務局より、資料 1・2 について説明。

(会 長) 議題 1 について質疑はないか。

・・・「質疑なし。」・・・

○次第 2 の議題 (2) 芦屋町国民健康保険税の税率改正について

事務局より、資料 3・4 について説明。

(会 長) 議題 2 について質疑はないか。

(委 員) 国保の被保険者のうち、約 4 割の方が軽減措置を受けていないという状況である。そのような方々にとっては、これ以上保険税が値上げされるというのは、今の物価高の状況等を鑑みると厳しいと思う。したがって、一番改正額の低い案 1 が良いと思う。ただし、私は改正すること自体に反対の考えである。

(会 長) 他に質疑はないか。

(委 員) P5「モデルケースでの保険税計算例（年額）」では、40 代夫婦の 2 人世帯の例が示されているが、このようなケースでは、子どもが 1 人 2 人いる世帯のほうが多いのではないか。

(事務局) P4「国民健康保険被保険者の世帯・所得構成（R7.4 現在）」において、示しているが、被保険者の世帯構成として 1 人世帯もしくは 2 人世帯が全体の 87.1% を占めている。最も多い世帯構成ということで、1 人世帯および 2 人世帯をモデルケースとした。

(会 長) 他に質疑はないか。

(委 員) 国が推進しているセルフメディケーションやジェネリック医薬品の利用促進は医療費の節約に繋がると思うが、このような取り組みについては改正額に反映させているのか。

(事務局) 反映していない。県に支払う国保事業費納付金を基に算定されている標準保険税率により改正額を算出している。ただし、ジェネリック薬品の利用促進については窓口で案内している。

(会 長) それぞれの案と現行税率との比較において、医療分の所得割の税率が全て現行のほうが低くなっているが、理由は何か。

(事務局) 保険税の賦課割合が県と芦屋町で異なることが理由である。県標準保険税率の賦課割合は応益割（均等割・平等割）：応能割（所得割）がおおよそ５４：４６であるが、芦屋町ではおおよそ５２：４８となっている。つまり所得割の比重が標準保険税率よりも芦屋町の税率のほうが高くなっていることによるものである。ただし、所得割については所得の状況により変動する。標準保険税率の医療分の所得割を見てもらうと、令和６年度の７．３６％に対して令和７年度は６．７６％と大幅に低くなっているため年度により状況は変わる。

(会 長) 他に質疑はないか。

(事務局) 質疑がないのであれば、今回欠席されている委員から意見をいただいているので紹介させていただく。「社会保険では保険料の一部を前期高齢者納付金として国民健康保険に納めており、金額は年々増加している。それに伴い、社会保険の保険料は値上げされているため、国保の保険税も同様にすべきだと思う。ただし、令和５年度の運営協議会において、被保険者の負担が急激に増加することがないようにという方針が示させていることを踏まえると、案３のとおり平準化して改正していくほうが良いと思う。」という意見をいただいた。

(会 長) 意見が出尽くしたようなので、改正案について多数決で決定したいと思うが異議はないか

(委 員) (異議なし)

(会 長) 異議がないようなので、１案から３案について事務局にて多数決をとっていただきたい。

(事務局) それでは、案１の「令和７年度の標準保険税率を用いた改正案」に賛成の方は挙手を。

・・・「1名の挙手あり。」・・・

(事務局) 次に、案2の「令和6・7年度標準保険税率の平均を用いた改正案」に賛成の方は挙手を。

・・・「挙手なし。」・・・

(事務局) 次に、案3の「令和5・6・7年度標準保険税率の平均を用いた改正案」に賛成の方は挙手を。

・・・「6名の挙手あり。」・・・

(会 長) 被用者保険等保険者代表の方を含めて案3が7票となった。多数決において案3が支持されたので、案3の「令和5・6・7年度標準保険税率の平均を用いた改正案」として良いか。

(委 員) (異議なし)

(会 長) 意義がないようなので、案3の「令和5・6・7年度標準保険税率の平均を用いた改正案」で決定とする。今後、事務局で答申案を作成することになると思うが、答申案に盛り込んでほしい要望事項等があれば意見を伺いたい。

(委 員) (意見なし)

(会 長) 確認したいが、令和10年度の改正時は令和5・6・7・8・9年度の標準保険税率の平均を用いるという説明があったが、改正の際は運営協議会で審議するのかもしれないのか。

(事務局) 令和10年度の改正内容についても、今回説明し、支持をいただいたので再度諮問する予定はない。ただし、コロナのまん延のような社会情勢に大きな変化があった場合には方針の見直しが必要な場合もある。また、改正の最終年度である令和12年度の改正時には諮問することを予定している。理由としては、その時の国保会計の赤字の状況や県の保険税の統一等を踏まえて、改正内容について再度検討する必要があるのではないかと考えているためである。なお、答申案には「コロナのまん延のような社会情勢に大きな変化があった場合には方針の見直しが必要な場合もある」という内容を追記したいと

考えている。それ以外で答申書に盛り込みたい意見があればお伺いしたい。

(委 員) コロナのまん延のようなパンデミックや戦争等により社会情勢が大きく変化することも考えられるため、そのような際には方向性を見直しを行うということを答申書に明記したほうが私も良いと思う。

(会 長) その他要望事項について、何か意見があれば7月18日までに事務局に申し出てほしい。それではその他について事務局からあれば説明してほしい。

○次第3. その他について

事務局より、次回会議のスケジュールについて説明。

(会 長) 他に質問はないか。

・・・「質疑、意見なし。」・・・

(会 長) ないようなので、以上で本日の議事についてはすべて終了とする。

(閉 会)